

グループホーム久遠の響 利用者負担軽減実施要項

(趣旨)

第1条 1.この要綱は、グループホーム久遠の響(以下事業所という。)において、費用負担が困難な低所得者に対し、利用者負担の軽減を行う事に関する必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 1.安来市の介護保険被保険者である事。
2.次項の規定に該当する者。

(負担軽減額)

第3条

(1)月の全部を対象とした負担軽減額については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を家賃より軽減する。

- 1.本人が老齢福祉年金を受給している者又は生活保護受給者 1月当たり 13,000円。
- 2.申請日の属する年度(申請日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、申請日の属する年度の前年度。以下同じ。)において本人の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の者 1月当たり 10,000円
- 3.申請日の属する年度において本人の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円を超える者 1月当たり 6,000円

(2)月の一部を対象とした負担軽減額については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に利用した日数を乗じた額を家賃より軽減する。

- 1.本人が老齢福祉年金を受給している者又は生活保護受給者 1日当たり 430円
- 2.申請日の属する年度において本人の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の者 1日当たり 330円
- 3.申請日の属する年度において本人の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円を超える者 1日当たり 200円